

支給開始年齢早見表

	厚生年金						共済年金				
	定額部分		報酬比例部分		坑内員・船員		一般		特定警察職員等		
	男子	女子	男子	女子	定額部分	報酬比例部分	定額部分	報酬比例部分	定額部分	報酬比例部分	
昭和 7.4.1 以前	60	55	60	55	55	55	※		55	55	
昭和 7.4.2～昭和 8.4.1	〃	56	〃	56	〃	〃			56	56	
昭和 8.4.2～昭和 9.4.1	〃	〃	〃	〃	〃	〃			〃	〃	
昭和 9.4.2～昭和 10.4.1	〃	57	〃	57	〃	〃			57	57	
昭和 10.4.2～昭和 11.4.1	〃	〃	〃	〃	〃	〃			〃	〃	
昭和 11.4.2～昭和 12.4.1	〃	58	〃	58	〃	〃			58	58	
昭和 12.4.2～昭和 13.4.1	〃	〃	〃	〃	〃	〃		60	60	〃	〃
昭和 13.4.2～昭和 14.4.1	〃	59	〃	59	〃	〃		〃	〃	59	59
昭和 14.4.2～昭和 15.4.1	〃	〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃	〃
昭和 15.4.2～昭和 16.4.1	〃	60	〃	60	〃	〃		〃	〃	60	60
昭和 16.4.2～昭和 17.4.1	61	〃	〃	〃	〃	〃	61	〃	〃	〃	
昭和 17.4.2～昭和 18.4.1	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
昭和 18.4.2～昭和 19.4.1	62	〃	〃	〃	〃	〃	62	〃	〃	〃	
昭和 19.4.2～昭和 20.4.1	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
昭和 20.4.2～昭和 21.4.1	63	〃	〃	〃	〃	〃	63	〃	〃	〃	
昭和 21.4.2～昭和 22.4.1	〃	61	〃	〃	56	56	〃	〃	〃	〃	
昭和 22.4.2～昭和 23.4.1	64	〃	〃	〃	〃	〃	64	〃	61	〃	
昭和 23.4.2～昭和 24.4.1	〃	62	〃	〃	57	57	〃	〃	〃	〃	
昭和 24.4.2～昭和 25.4.1	65	〃	〃	〃	〃	〃	65	〃	62	〃	
昭和 25.4.2～昭和 26.4.1	〃	63	〃	〃	58	58	〃	〃	〃	〃	
昭和 26.4.2～昭和 27.4.1	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	63	〃	
昭和 27.4.2～昭和 28.4.1	〃	64	〃	〃	59	59	〃	〃	〃	〃	
昭和 28.4.2～昭和 29.4.1	〃	〃	61	〃	〃	〃	〃	61	64	〃	
昭和 29.4.2～昭和 30.4.1	〃	65	〃	〃	60	60	〃	〃	〃	〃	
昭和 30.4.2～昭和 31.4.1	〃	〃	62	〃	〃	〃	〃	62	65	〃	
昭和 31.4.2～昭和 32.4.1	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
昭和 32.4.2～昭和 33.4.1	〃	〃	63	〃	〃	〃	〃	63	〃	〃	
昭和 33.4.2～昭和 34.4.1	〃	〃	〃	61	61	61	〃	〃	〃	〃	
昭和 34.4.2～昭和 35.4.1	〃	〃	64	〃	〃	〃	〃	64	〃	61	
昭和 35.4.2～昭和 36.4.1	〃	〃	〃	62	62	62	〃	〃	〃	〃	
昭和 36.4.2～昭和 37.4.1	〃	〃	65	〃	〃	〃	〃	65	〃	62	
昭和 37.4.2～昭和 38.4.1	〃	〃	〃	63	63	63	〃	〃	〃	〃	
昭和 38.4.2～昭和 39.4.1	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	63	
昭和 39.4.2～昭和 40.4.1	〃	〃	〃	64	64	64	〃	〃	〃	〃	
昭和 40.4.2～昭和 41.4.1	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	64	
昭和 41.4.2～昭和 42.4.1	〃	〃	〃	65	65	65	〃	〃	〃	〃	

※ 支給開始年齢早見表

生 年 月 日	支給開始年齢		
	退職共済年金	繰上げ退職共済年金 (自己都合退職)	繰上げ退職共済年金 (勲奨退職)
昭和 5. 7. 1 以前	5 6	5 1	4 6
昭和 5. 7. 2～昭和 7. 7. 1	5 7	5 2	4 7
昭和 7. 7. 2～昭和 9. 7. 1	5 8	5 3	4 8
昭和 9. 7. 2～昭和 11. 7. 1	5 9	5 4	4 9

※ 勲奨退職の場合、生年月日区分のほか退職日による区分もある。

- ・昭和 5. 7. 1 以前 「昭和 6 1 年 4 月 1 日から同年 6 月 3 0 日までの間に退職した者又は昭和 5 年 7 月 1 日以前に生まれた者」
- ・昭和 5. 7. 2～昭和 7. 7. 1 「昭和 6 1 年 7 月 1 日から平成元年 6 月 3 0 日までの間に退職した者又は昭和 5 年 7 月 2 日から昭和 7 年 7 月 1 日までの間に生まれた者」
- ・昭和 7. 7. 2～昭和 9. 7. 1 「平成元年 7 月 1 日から平成 4 年 6 月 3 0 日までの間に退職した者又は昭和 7 年 7 月 2 日から昭和 9 年 7 月 1 日までの間に生まれた者」
- ・昭和 9. 7. 2～昭和 11. 7. 1 「平成 4 年 7 月 1 日から平成 7 年 6 月 3 0 日までの間に退職した者又は昭和 9 年 7 月 2 日から昭和 1 1 年 7 月 1 日までの間に生まれた者」

(参考) 自衛官の退職共済年金の支給開始年齢の特例

区 分	支給開始年齢
平成 3 年 6 月 3 0 日以前に退職した者	5 5 歳
平成 3 年 7 月 1 日から平成 4 年 6 月 3 0 日までの間に退職した者	5 6 歳
平成 4 年 7 月 1 日から平成 5 年 6 月 3 0 日までの間に退職した者	5 7 歳
平成 5 年 7 月 1 日から平成 6 年 6 月 3 0 日までの間に退職した者	5 8 歳
平成 6 年 7 月 1 日から平成 7 年 6 月 3 0 日までの間に退職した者	5 9 歳

## 【関係資料③】 保険料率の統一

③ 共済年金の1・2階部分の保険料を引き上げ、厚生年金の保険料率に統一する。

また、共済組合等が保有する積立金について、厚生年金の積立金の水準に見合った額を仕分け1・2階部分の共通財源に供する。

- ・ 平成22年から1・2階部分の保険料率の統一を開始し、公務員共済については平成30年、私立学校教職員共済については平成39年に厚生年金の保険料率（18.3%）に統一。【附則】
- ・ 共済組合等が保有している積立金については、厚生年金保険の積立金の水準（※）に見合った額を仕分け、被用者年金制度の1・2階部分の共通財源に供することとする。【厚年法の改正と附則】

（※）保険料で賄われる1・2階部分の支出に対して何年分の積立金を保有しているか（積立比率）。

○ 被用者年金制度の保険料率の統一

【現状】

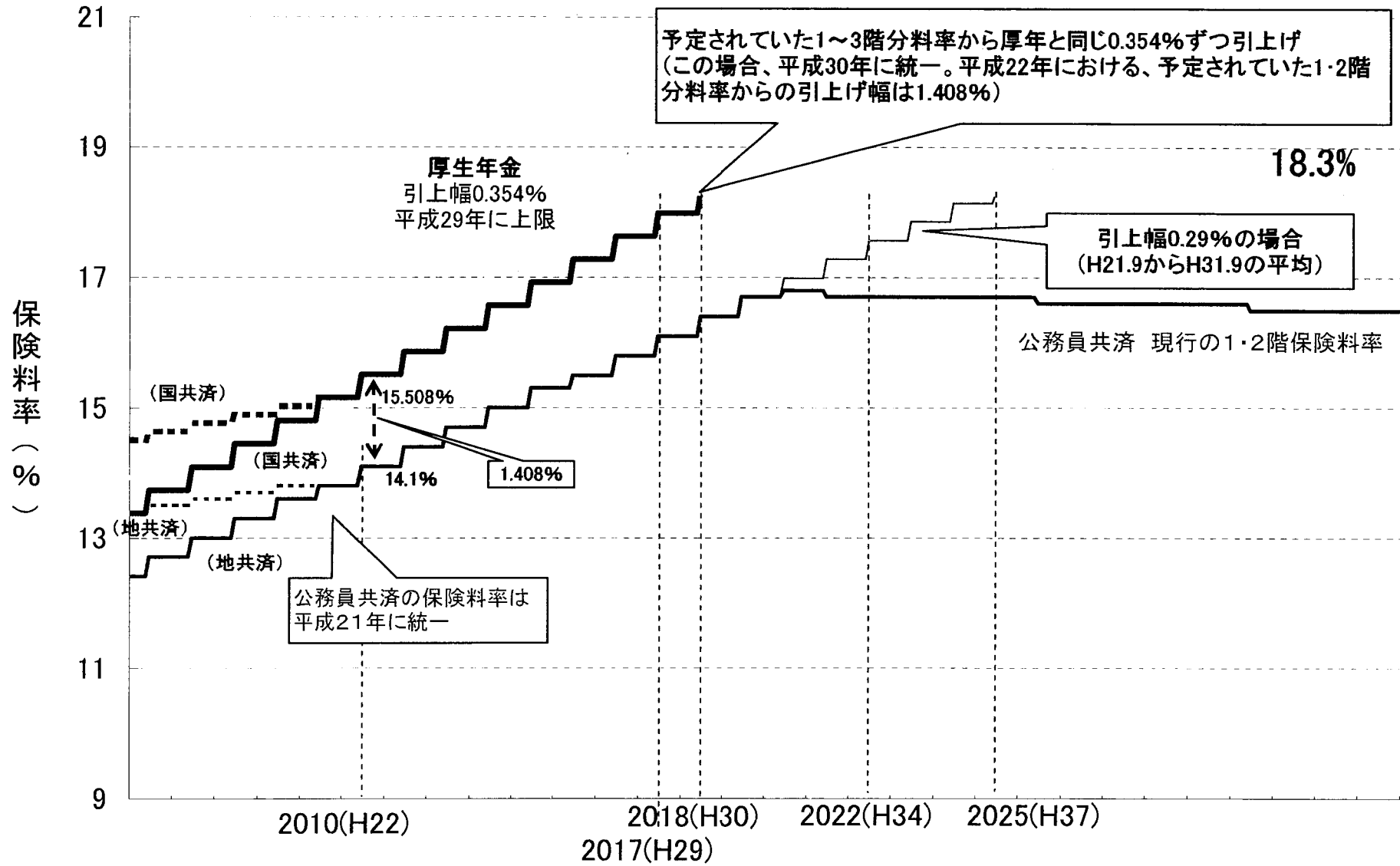
○ 各制度に共通する給付（1・2階部分）に係る保険料率

(%)

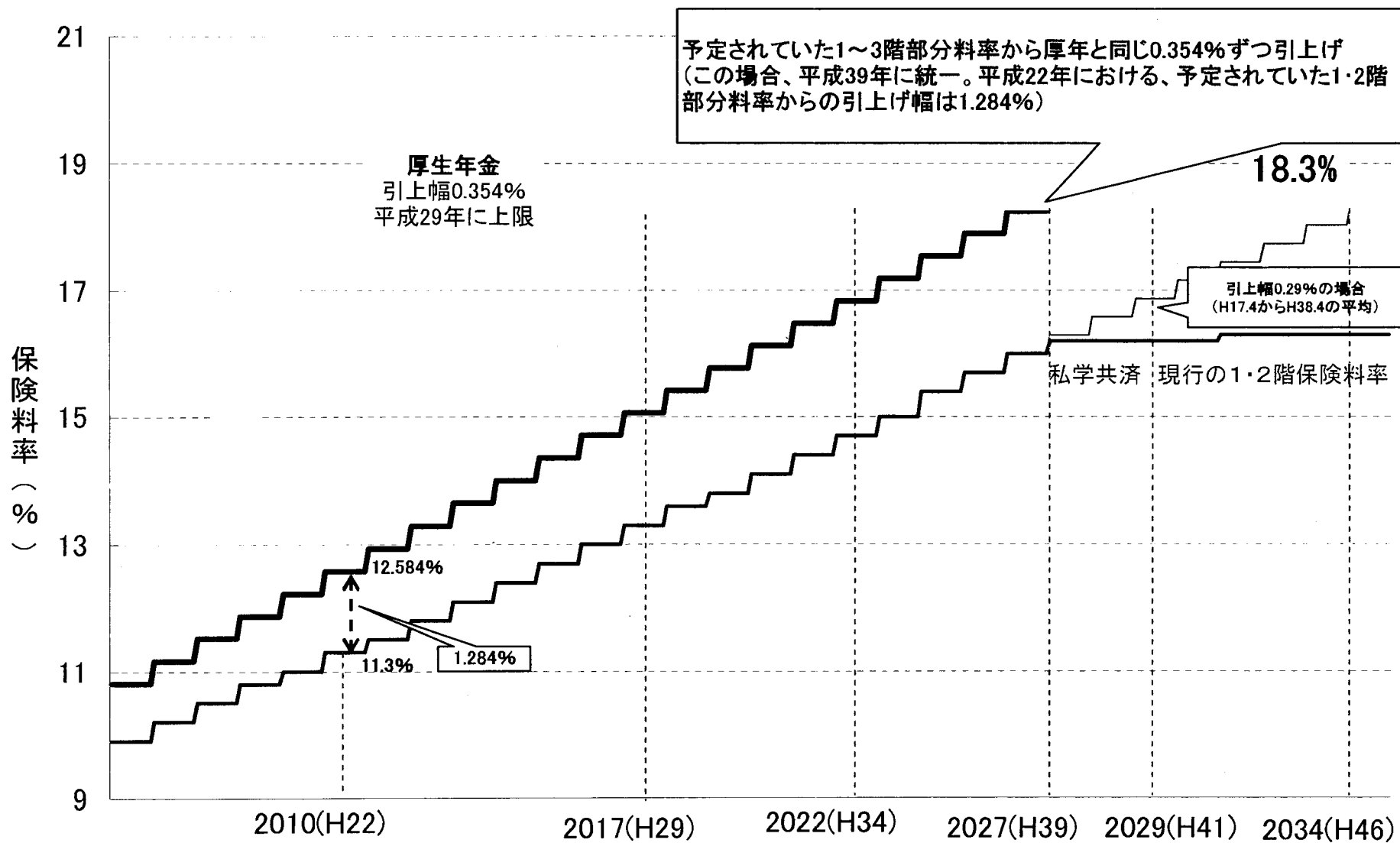
	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
2006年度 (H18)	14.642	13.6	13.0	10.2
将 来	18.3	16.5～16.8		16.2～16.6
	2017年度以降 (H29～)	2020年度以降 (H32～)		2027年度以降 (H39～)

\* 社会保障審議会年金数理部会資料より

# 保険料水準の統一スケジュール（公務員共済）



# 保険料水準の統一スケジュール（私学共済）



○ 積立金の仕分け

【現状】

○ 各制度の保有する積立金

(平成17年度末：簿価ベース)

制度	積立金額	備考
厚生年金	約132.4兆円	*代行部分を含まない
国共済	約8.8兆円	*3階部分を含む
地共済	約38.8兆円	
私学共済	約3.3兆円	

## 積立金の仕分けについて

- 現在の共済年金は、1・2階部分と3階部分が一体の年金財政になっているため、積立金も1・2階部分と3階部分の区がないが、被用者年金の一元化に際しては、1・2階部分の給付のみを行っている厚生年金の積立金の水準に見合った額を1・2階部分の給付に充てられるべき積立金として明確に仕分ける必要がある。
- この場合、厚生年金とのバランスを確保するため、保険料で賄われる1・2階部分の年間の支出に対比して何年分を保有しているかという積立金の水準が揃うように、1・2階部分の積立金を仕分けることとする。

$$\frac{\text{共済における1・2階積立金}}{\text{共済における1・2階支出}}$$

=

$$\frac{\text{厚生年金における積立金}}{\text{厚生年金における支出}}$$

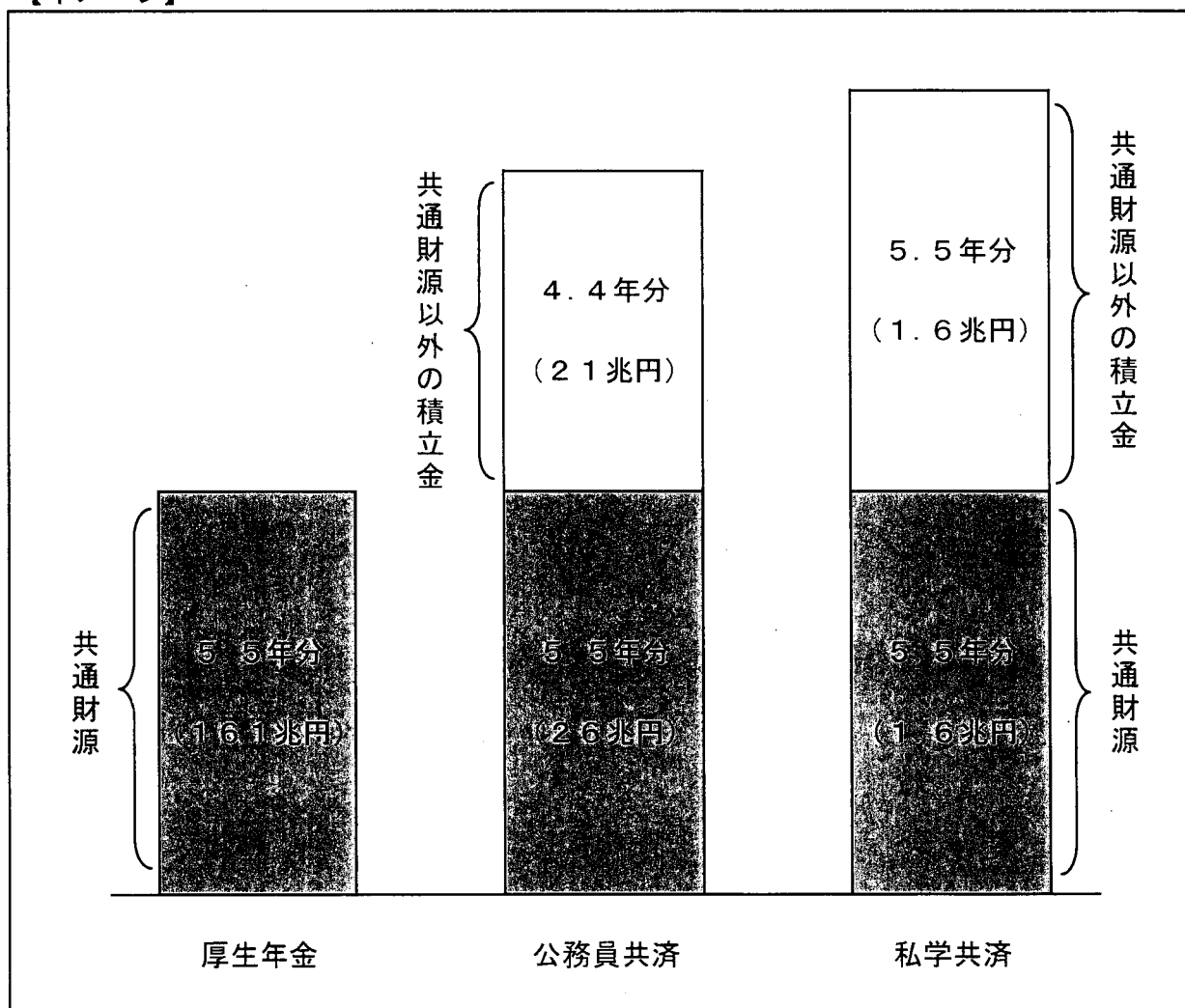


## 被用者年金一元化における積立金の仕分け

- 共済年金の積立金のうち、保険料で賄われる1・2階部分の年間の支出に対して何年分を保有しているかという積立金の水準（＝積立比率）が揃うように、共通財源として仕分けることとしている。

$$\frac{\text{共済における1・2階積立金}}{\text{共済における1・2階支出}} = \frac{\text{厚生年金における積立金}}{\text{厚生年金における支出}}$$

【イメージ】



(注) 上記は平成18年度末見込み数値に基づいた機械的な計算であるが、法案では「21年度末の積立金と22年度の支出に基づき仕分ける」こととしているので、実際の金額は違ってくる。

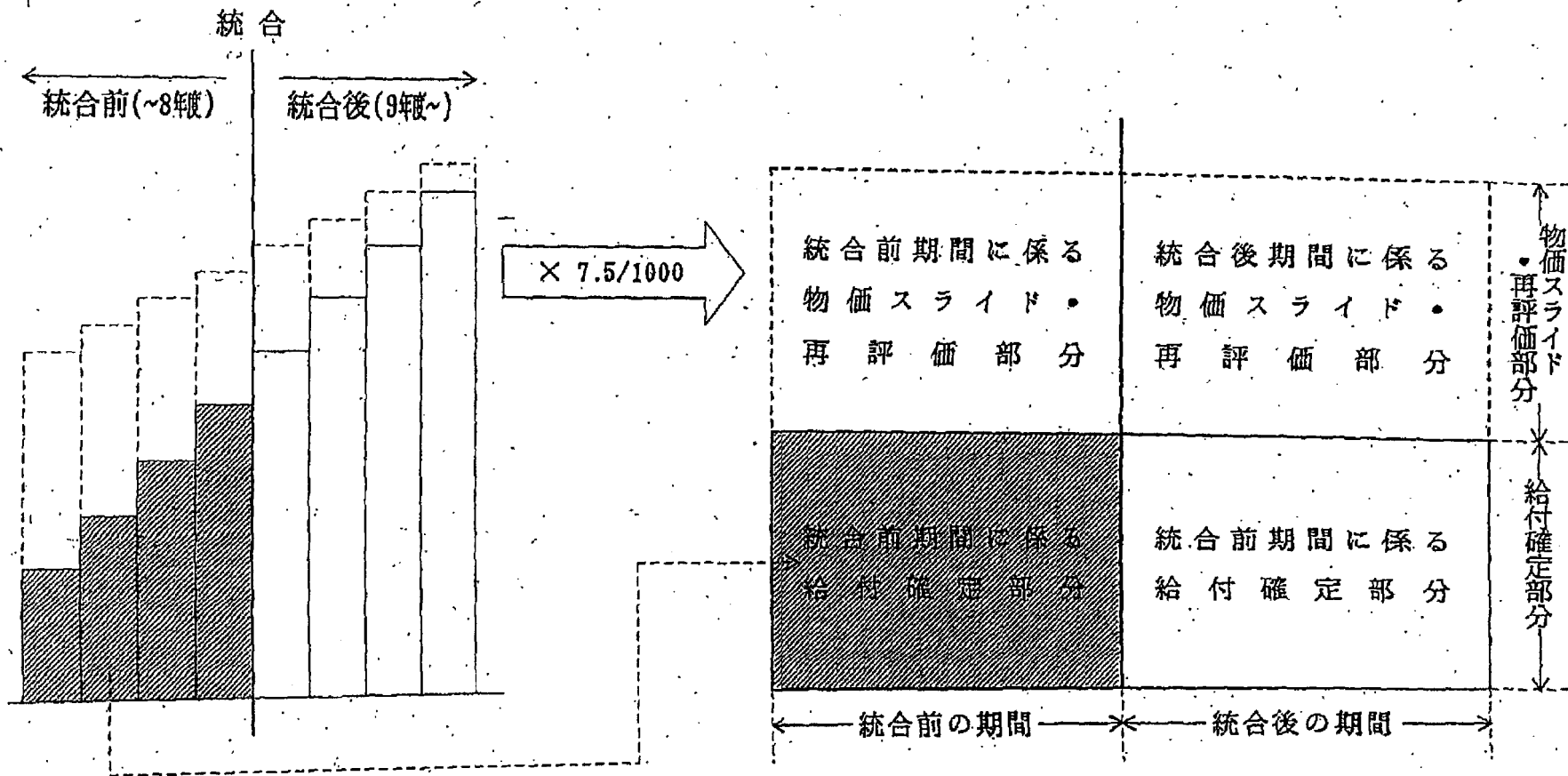
(参考)旧三公社共済及び農林年金の厚生年金への統合

	旧三公社共済	農林共済
時期	平成9年4月1日	平成14年4月1日
移換金算定方法	給付確定部分 (スライド・再評価を除く部分のこと)	給付確定部分 (スライド・再評価を除く部分のこと)
移換金額	JR 1兆2千億円 JT 1千億円 NTT 1兆2千億円	積立金から納付 1.60兆円 上乘保険料で納付分 0.16兆円 計 1.76兆円

# 年金額の構造 (個人ベース)

標準報酬月額

年金額



## 【関係資料④】事務組織の活用と積立金の管理運用

④ 事務組織については、効率的な事務処理を行う観点から、共済組合や私学事業団を活用する。また、制度全体の給付と負担の状況を国の会計にとりまとめて計上する。

- ・ 被保険者の記録管理、標準報酬の決定・改定、保険料の徴収、保険給付の裁定等を行う主体として、厚生労働大臣に加え、共済組合等を規定。【厚年法の改正】
- ・ 制度全体の給付と負担の状況を国の会計(厚生年金勘定)にとりまとめて計上し、国民に開示。【特会法の一部改正】
- ・ 共済組合等は、徴収した厚生年金保険料及び管理運用する1・2階積立金等に応じて厚生年金勘定に拠出金を納付し、厚生年金の保険給付に要する費用等を分担。また、共済組合等が行う厚生年金の保険給付に要する費用等は同勘定から交付金として交付。【厚年法の改正】
- ・ 制度全体を通じた財政検証を定期的実施。
- ・ 厚生労働大臣は、各所管大臣を経由して共済組合等に拠出金等に関し必要な報告を求めるほか、各所管大臣に対し、その報告に関し監督上必要な命令や監査の実施を求めることができることとする。【厚年法の改正】
- ・ 積立金の運用の基本的な指針については、厚生労働大臣が案を作成し、各大臣と協力の上、策定することとする。【厚年法の改正】
- ・ 積立金の運用の状況の公表及び評価については、毎年度、厚生労働大臣が案を作成し、各大臣と協力の上、行うこととする。【厚年法の改正】

○ 事務組織

【現状】

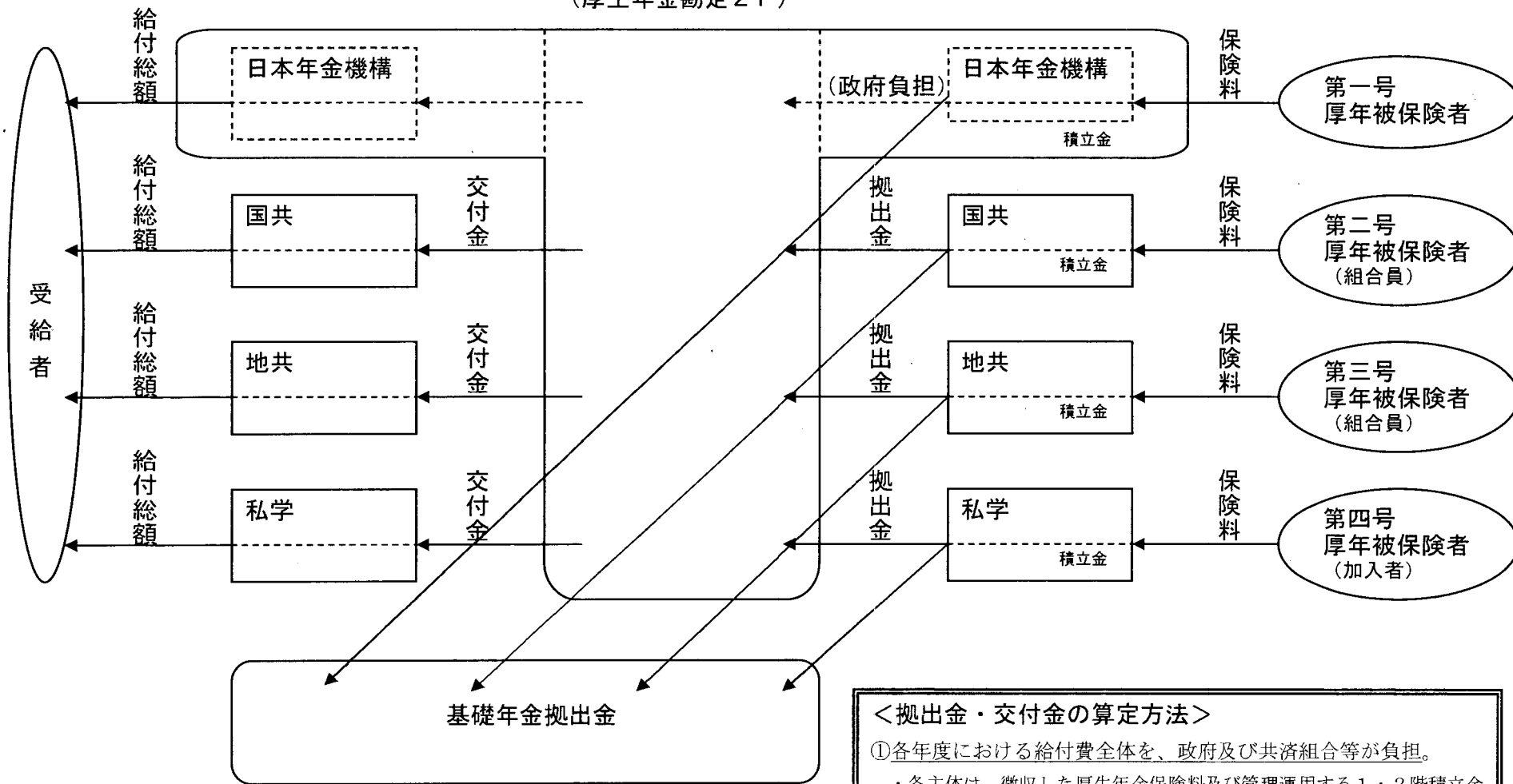
- 厚生年金、各共済年金は、それぞれ独立した公的年金制度となっており、年金事務は基本的にそれぞれの保険者組織で実施している。

制度	保険者等
○ 厚生年金	社会保険庁
○ 国共済	国家公務員共済組合連合会
○ 地共済	地方公務員共済組合連合会 68共済組合 地方職員共済組合（1組合47支部） 公立学校共済組合（1組合47支部） 警察共済組合（1組合49支部） 東京都職員共済組合（1組合） 指定都市職員共済組合（10組合） 全国市町村職員共済組合連合会（54構成組合）
○ 私学共済	日本私立学校振興・共済事業団

- 被用者年金の年金個人記録は、各制度でそれぞれ管理しており、被用者年金の額を知るためには、それぞれの制度の窓口にお問い合わせることが必要である。

(イメージ)

(厚生年金勘定 2 F)



(基礎年金勘定 1 F)

<拠出金・交付金の算定方法>

- ①各年度における給付費全体を、政府及び共済組合等が負担。
  - ・各主体は、徴収した厚生年金保険料及び管理運用する1・2階積立金に応じて負担（各主体の標準報酬総額及び積立金残高で按分）。
  - ・激変緩和措置として、当分の間、支出費按分も取り入れる。
- ②共済組合等の負担分は、拠出金として特別会計の厚生年金勘定に計上。
- ③政府は民間分を支給。公務員等分は共済組合等に交付金を交付。  
見込額を基に算定し、翌々年度に実績値で精算（政令委任）

## 被用者年金一元化後の交付金・拠出金計算のしくみ（概要）

（厚生年金保険法第 84 条の 3～第 84 条の 5、原始附則第 23 条～第 23 条の 4）

### ○実施機関からの拠出金

=拠出金算定対象額

× [標準報酬按分率 × 保険料財源比率 + 積立金按分率 × (1 - 保険料財源比率)] × 50% + 支出費按分率 × 50%  
 - 基礎年金拠出金（除く国庫・公経済負担）

激変緩和措置

### ○実施機関への交付金 = 厚生年金給付費

- 各実施機関から厚生年金勘定への拠出金については、徴収した厚生年金保険料及び管理運用する 1・2 F 積立金に応じて納付することを基本とする。これに加え、激変緩和措置として、当分の間、支出費（給付費及び基礎年金拠出金）按分も取り入れることとする。
- ただし、この支出費按分は、激変緩和措置であることから、全実施機関が同じ保険料率に統合される平成 39 年度まで（一元化施行から 17 年間）の状況を勘案しつつ検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(※ 1) 拠出金算定対象額 = [厚生年金給付費(注) + 基礎年金拠出金 - 国庫・公経済負担] の総額(合計額)

(注) 既裁定の共済年金給付費（2 F 部分に限る）を含む。

(※ 2) 標準報酬按分率 = 実施機関標準報酬 / 全標準報酬

(※ 共済の保険料率の引上げ過程においては、保険料率の差による調整を行う。)

(※ 3) 積立金按分率 = 実施機関 1・2 F 積立金 / 全 1・2 F 積立金

(※ 4) 支出費按分率 = 実施機関支出 / 全支出

(注) 支出 = 厚生年金給付費(既裁定共済年金(2 F 部分に限る)を含む) + 基礎年金拠出金 - 国庫・公経済負担

(※ 5) 保険料財源比率とは、一定期間の支出に占める保険料財源分の割合であり、(1 - 保険料財源比率)とは、積立金財源分の割合を指す。当該比率は 5 年毎に見直す。(現時点の試算は、2100 年度までの単純平均が 87% : 13%)

# 被用者年金一元化後の拠出金計算のイメージ (数字は全て仮定)

